

東急ハーヴェストクラブ浜名湖
クラブ規約

東急ハーヴェストクラブ浜名湖クラブ規約

第1章 総 則

第1条 (目的)

甲は、東急ハーヴェストクラブ浜名湖（以下本物件という）の適正かつ効率的利用をはかるため、本規約の定めるところによりその管理運営を乙に委託し、乙は本物件を適正かつ公平に管理運営する。

第2条 (規約等の遵守義務)

甲は、本規約の各条項、並びに本物件及び乙が「東急ハーヴェストクラブ」の名称を冠して募集する会員制ホテル（以下相互利用施設という）の利用規定を遵守するとともに、甲の承認した利用者全員に対しても遵守させ、関係者に迷惑をかけないことを約する。

第3条 (権利義務の承継)

甲から本物件の共有持分権の譲渡を受けた者、またはその相続人など包括承継人、若しくは財産管理人は本契約に定める権利義務の一切を承継する。

第2章 会 員

第4条 (会員の定義)

本規約第5条により乙がその会員としての資格を認め、原契約並びに本規約においてその権利及び地位を得た者を東急ハーヴェストクラブ浜名湖の会員とする（以下会員という）。

第5条 (会員資格の審査)

乙は本物件並びに相互利用施設の適正なる管理運営の為、乙の定める入会者選定基準により、甲の会員としての資格審査をする。

第6条 (資格審査による契約の失効)

前条により、甲に会員の資格が無いと乙が判断した場合、本規約は原契約とともに効力を失う。

2 前項により本規約及び原契約が無効となった場合、乙は甲より既に受領済の金員を無利息にて甲に返還する。

第3章 管理運営

第7条 (管 理 者)

甲は、本物件の敷地、建物及びその付属施設の管理運営業務を乙に委託し、かつ、乙を管理者とすることを承諾する。

第8条 (委託業務の範囲)

甲が乙に委託する業務の範囲は次のとおりとする。

- (1) 管理物件の清掃、消毒、定期保守、調整等の日常の維持管理および本規約に定める普通修繕
- (2) 諸官公庁及び関係先との連絡折衝等
- (3) 公租公課の代理支払業務
- (4) 電気・ガス料金・上下水道料金等の支払業務
- (5) 本規約第10条に定める管理費等金銭の徴収、出納、保管に関する業務
- (6) 管理物件に対する火災保険その他の損害保険契約の締結、保険証券の保管並びに保険金の請求及び受領に関する業務、及び保険金の利用方法に関する業務
- (7) 管理物件に対する法定保守メンテナンスに関する業務
- (8) 座芥処理に関する業務
- (9) 敷地内の庭園、樹木、外灯、道路及び駐車場などの維持管理業務
- (10) 利用者の便をはかるためのテナント契約
- (11) 家具、什器、備品類の補正
- (12) 宿泊室の利用に関する予約受付、その他宿泊施設としての本物件の管理運営に関する業務
- (13) その他本物件の維持及び管理運営に必要と認められる業務
- (14) 東急リゾートタウン浜名湖の維持管理に必要と認められる業務

第9条 (委託業務の再委託)

乙は、本規約第8条に定める業務のうち一部または全部を乙の責任にて甲に再委託する場合、甲は、

第4章 諸費用の徴収及び預託

第10条 (管理費)

甲は、本規約第8条に定める委託業務を乙が行うのに必要な費用及び同業務を乙が行うことに対する乙の報酬に充てるため、専有部分の共有持分1,200分の1を手口として（以下同様とする。）
（消費税含む。以下同じ。）を管理費として乙に支払う。

2 前項の管理費による負担は次のものをいう。

- (1) 火災保険料及びその他の損害保険料
- (2) 共用部分に係る光熱費
- (3) 共同栓等共用部分に係る水道費
- (4) 清掃および塵芥処理費
- (5) 給湯及び給排水衛生施設の維持管理費
- (6) 受変電・給配電施設、自家発電施設、ガス施設、空調施設等の保守管理費
- (7) エレベータ設備、自動火災報知設備、自動消火設備、大荷物搬送設備、駐車場等の維持管理費
- (8) 庭園、樹木、道路、駐車場等の維持管理費
- (9) 本規約第12条に定める普通修繕に係る費用
- (10) 宿泊室の利用に係る事務、運賃費及び入件費
- (11) 宿泊室の保守管理費
- (12) その他宿泊室の利用に伴う維持、管理運営等の費用
- (13) 管理用車輛の保守・点検・修理及び車検等に係る費用
- (14) 上記各号に関する事務費及び管理者の委託管理費
- (15) その他上記各号に掲げるもののほか本物件およびその付属施設・設備等の維持及び管理運営に要する費用
- (16) 東急リゾートタウン浜名湖の環境を維持するための諸費用

尚、甲は火災保険金及びその他の損害保険金の支取人を管理者とするときを除き、その他の費用を負担するに任する。

3 甲は、第1項に定める管理費を本規約第18条に定める方法に準じて支払う。

第11条 (營繕充当金)

甲は、本物件及び東急リゾートタウン浜名湖の良好な状態の維持に用意するための資金として、本規約第16条に定める營繕充当金として1口当り金300,000円也を東急ハーヴェストクラブ浜名湖売買等契約（以下原契約といふ）に残代金支払時に乙に一括預託する。

2 乙は、前項に定める營繕充当金を無利息にて預けた後、定期修繕費、特別修繕費、改良修繕費および管理用車輛の取替並びに東急リゾートタウン浜名湖内に設置された施設の取替並びに改修等に係る費用を乙に請求する。

3 第2回の預託期間以降の營繕充当金の預託期間は原則として3年とし、その他の年数が予め甲に示す所をもって甲に通知する。

4 甲が譲渡等により本規約に基づく権利及び地位を失った場合、乙は營繕充当金の中からそれまでに使用した金員を差し引き残金を返還する。但し、中に譲受人、その他承継人のいる場合は、甲はその者にこれを承継させなければならない。

第12条 (修繕の種類)

修繕を次のとおり区分する。

- (1) 普通修繕
偶発的な損傷箇所を各区分所有者又は管理者の申し出により行う修繕。
- (2) 計画修繕
一定年数の経過ごとに周期的に行う修繕。
- (3) 特別修繕
不測の事故その他の事由による修繕と故障または小改良未然に防止するための修繕。

(4) 改良修繕

本規約第11条第2項に定める修繕を行った結果、及び天災地変不測の事故等により營繕充当金に不足を生じた場合、乙は甲に通知し追加徴収することができる。

第13条 (營繕充当金の追加徴収)

本規約第11条第2項に定める修繕を行った結果、及び天災地変不測の事故等により營繕充当金に不足を生じた場合、乙は甲に通知し追加徴収することができる。

第14条 (登録料、会員資格保証金)

甲は、本規約第11条第2項に定める修繕を行った結果、及び天災地変不測の事故等により營繕充当金に不足を生じた場合、乙は甲に通知し追加徴収することができる。

2 前項の登録料は返還しないものとし、保証金は本規約の存続期間中乙が預り、契約終了時に全額を無条件で甲に返還する。

但し、次項により弁済に使用した金員があるときは、その金額を控除して返還する。

3 次の事由がある場合には、乙は保証金から控除してその弁済に使用することができる。

尚、次の滞納金額には年利18%の割合による遅延損害金を課すものとする。

(1) 甲が同一所有者又は、甲の承認した使用者が、故意又は過失によって本物件、相互利用施設を妨害するか、他の利用者に損傷、損害を与える、起因者の負担において補償を行わない場合。

(2) 利用規定に従ふことのできない本物件の所有者又は占有者が、故意又は過失によって本物件を妨害するか、他の利用者に損傷、損害を与える、起因者の負担において補償を行わない場合。

(3) 原契約及び本規約で定める本物件についての管理費及び公租公課等を滞納した場合。

(4) その他、本規約及び利用規定に基づいて甲が負担すべき諸費用等を支払わない場合。

4 前項により弁済に使用されたことによる保証金の不足額について、甲は乙の請求に基づき、所定の期日までに乙に再預託しなければならない。

5 本規約第27条第1項に基づき本規約が生効した場合、登録料及び会員資格保証金は第2項にかかる上で無利息にて甲に返還する。

第15条 (会員資格保証金の改定)

甲は、本規約の存続期間中の年利18%の割合による遅延損害金の支払いを開始する年より、原則として毎年行うものとする。また前文にかかるらず諸物価の高騰、その他経済情勢の変動に従って本規約第14条第1項の保証金全額を改定することとする場合、乙は甲に対しその詳細を改定の理由、会員登録料明細書面をもって通知するものとし、甲はその通知受領後すみやかに改定後の差額を乙に預託しなければならない。

第16条 (利用料)

利用者は本物件及び相互利用施設の利用に際し、利用規定に定める利用料を負担する。

2 利用料は空室利用料の水道光熱費、その他諸費用等に相当する。

3 利用料は利用規定に従ふことの義務を負うものとし、理由の如何に拘らず更に支拂ふ。

第17条 (管理費など諸費用の返還および引継)

甲は、本物件の所有者又は占有者が、本物件の所有権を失つた場合、または本物件の所有権が不明である場合に請求はできないものとし、譲受人、その他承継人のある場合、甲はその者にこれを引継ぐものとする。

第18条 (諸費用の支払方法)

甲は、第一回費用、その後の諸費用を月額的等々に算出し、株式会社セントラル・リゾート・ホールディングス（以下同様）の指定する口座より口座振替方法により、乙に支払う。

2 乙は丁をして、甲に対し口座振替の内容をあらかじめ「利用代金明細」により通知させる。

3 乙は、必要に応じ前項に定める支払方法以外での支払いを請求できる。

4 甲は、諸費用等を定められた期限までに支払わなかった場合は、支払期限翌日から支払完了までの間、年利18%の割合による遅延損害金を負担しなければならない。

5 管理費の支払いは、毎年1月1日から12月31日までの12ヶ月分を年1回、本条第1項の規定に従い乙に前払いする。尚、初年度管理費は本物件の引渡しの日の翌月を起算日としてその年の12月末日までの月割分を引渡までに乙に支払う。

6 甲は、乙との間の給算の未解決を理由として、株式会社セントラル・リゾート・ホールディングスの支払を拒否することはできない。

第7章 乙の職務等

(別表-1)

特定箇所の専用使用

第34条 (乙の地位)

乙は管理受託者として共同の利益を守るために必要な場合、本物件及び相互利用施設に立入り、並びに改修、補修、改築等をすることができる。
乙が、甲の同意なく本物件及び相互利用施設の各条項を遵守していないとき、または当該の行為が甲の利用を妨害するおそれがあるときは、乙はその利用を拒否することができる。
3 災害の発生その他利用困難とみられる事態が生じたときは、乙は甲の利用を中止させることができる。
4 本物件、及び相互利用施設を公平かつ円滑に利用するため乙は、別に定めず利用規定の中で予約方法、利用方法等を定め、甲はその定めに従う。

第35条 (乙の職務)

乙は、管理業務の円滑なる運営をはかるため、乙の責任において本物件及び相互利用施設に必要となる管理員を配置し、甲の利用の為の便をはかる。
2 本物件の保守、補修等の管理運営は共同の利益をかり公平に処理する。
3 乙は、必要により管理業務の全部又は一部を再委託することができる。

第36条 (適正運営)

乙は管理運営の適正を期するため、本物件利用状況等を必要に応じて甲に開示し、利用に著しく障害が生じないように努める。

第8章 その他の事項

第37条 (規約の失効)

甲が原契約の売買代金の支払いに関して、ローンを利用する場合で原契約第3条第3項に基づき原契約が失効したとき、及び原契約第4条第3項及び第12条により原契約が失効したとき並びに原契約第9条により原契約が解除されたときは、本規約も当然失効する。
2 原契約第33条に基づく買取保証、及び原契約第34条による買取により、甲の共有持分権が消滅した時は、本規約も失効する。

第38条 (規約の変更)

乙は正当な理由があり、かつ甲の基本的な権利を害しない範囲で本規約における第5章「施設利用」、第6章「譲渡及び相続」、第7章「乙の職務等」の規定の一部を変更することができる。

第39条 (容認事項)

甲は、次の各号に掲げる東急リゾートタウン浜名湖内における施設設備の保守、補修等の管理運営について、同様の行為を行なうことを容認する。尚、駐車場内での盗難又は毀損等の事故について乙は、一切の責任を負わないことを、甲は予め承諾する。
(1) 道路
(2) 街路灯
(3) 植栽
(4) サイン

尚、駐車場内での盗難又は毀損等の事故について乙は、一切の責任を負わないことを、甲は予め承諾する。
本規約について紛争が生じたときは、乙の本店の所在地の裁判所をもって管轄裁判所とすることを甲及び乙はあらかじめ合意する。

第41条 (信義誠実の原則)

本規約に定めのない事項については、民法及びその他関係法令ならびに取引慣行に従い甲、乙協議のうえ、意をもってこれを処理する。

	名 称	専用使用者	位 置	用 法	期 間
共 用 部 分	電 气 室	管理者およびその業務受託者	1 階	受配電・変電施設	連絡用
	発 電 機 室	業務受託者	1 階	発電設備	"
	エレベーター機械室	"	1 階	公用部分用エレベーター設備	"
	空 調 機 室	"	1 階	公用部分用空調設備	"
	中 央 監 視 室	"	1 階	監視用施設	"
	倉 庫・ゴミ 庫	"	1 階	倉庫およびゴミ集積のための施設	"
	従 業 員 諸 室	"	1 階	従業員のための施設	"
	プロパン 庫	"	1 階	給ガスのための施設	"
	クーリングタワー置場	"	1 階	空調用冷却設備	"
	フロント・事務室・宿直室	"	2 階	フロント業務等のための施設	"
分 有 部	2階自動販売機室	"	2 階	区分所有者のためのサービス施設	"
	売 店	"	2 階	区分所有者のためのサービス施設	"
	多 目 的 室	"	1 階	区分所有者のためのサービス施設	"
	ゲ ー ム ル ー ム	"	1 階	区分所有者のためのサービス施設	"
専 有 部	大 浴 場	"	3 階	区分所有者のためのサービス施設	"
	3階自動販売機室	"	3 階	区分所有者のためのサービス施設	"
	エレベーター機械室	"	1 階	客室およびリネン室用エレベーター設備	"
	空 調 機 室	"	1,2,4階	客室用空調設備	"
分 有 部	リ ネ ン 室	"	各 階	リネン用施設	"

以 上